

筑波大学山岳科学センター共同利用拠点評価委員会規程

平成30年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、筑波大学山岳科学センター共同利用規程第7条の規定に基づき、筑波大学山岳科学センター（以下「MSC」という。）に共同利用拠点評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置き、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 評価委員会は、筑波大学山岳科学センター長（以下「センター長」という。）の諮問に応じ、MSCにおける次の事項について審議する。

- (1) MSC共同利用拠点（菅平高原実験所、筑波実験林、八ヶ岳・川上演習林および井川演習林）における共同利用の実施に対する評価（以下「拠点評価」という。）に関する事。
- (2) 拠点評価の結果に基づく改善の促進に関する事。
- (3) 拠点評価に係る情報の収集、整理及び分析に関する事。
- (4) その他拠点評価に関する重要事項。

(組織)

第3条 評価委員会は、学外の有識者3名以上の委員をもって組織する。

- 2 評価委員会には委員長を置き、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることを妨げない。

(委員以外の者の出席)

第5条 評価委員会が必要と認めたときは、評価委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 評価委員会の事務は、MSC事務係において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。